

板橋支部会則

(総則)

第1条 一般社団法人東京都マンション管理士会（以下「当法人」という。）定款第67条並びに支部設置および運営に関する細則（以下「支部細則」という。）に基づいて、この板橋支部会則を定める。

(名称および対象エリア)

第2条 支部の名称は、板橋支部（以下「当支部」という。）と称し、その対象エリアは東京都板橋区の地域とする。

(事務所の所在地)

第3条 当支部の事務所は、支部対象エリア内に置くこととし、支部総会の決議により定める。

(定款および倫理規程等の遵守)

第4条 当支部会員は、当法人の定款、倫理規程、細則、規則および規程等を遵守しなければならない。

(目的)

第5条 当支部は、当法人定款第7条に定める目的および事業を達成するため、行政との信頼関係を構築し、行政のマンション管理施策推進協力者としての活動を行うとともに、マンション管理の適正化に資する会員の活動を支援することを目的とする。

(事業)

第6条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 地方公共団体、関係団体との連携、協力
- 二 行政機関、関係団体等が開催する相談会、セミナー、交流会等への支部会員の派遣
- 三 管理組合への支部会員の紹介および情報の提供
- 四 会員相互の情報交換会、研究会の開催
- 五 関係地方公共団体のマンションおよびその管理に関する調査の受託
- 六 その他前各号に関連する事業

(会員)

第7条 支部は、支部会員をもって構成する。

- 2 支部対象エリアにおいて住所またはマンション管理士の事務所がある会員は支部会員となる。ただし、当法人の他の支部に重複入会することはできない。
- 3 当支部会員は、転居または勤務するマンションの管理士事務所が支部対象エリア外に移動したときは、当支部会員の資格を失う。
- 4 当支部会員が、第18条に定める支部会費を請求月から6か月を経過しても納入しないときは、当支部総会および研修・相談会等支部事業に参加する資格を失うものとする。

(総会)

第8条 総会は、定時総会と臨時総会とし、定時総会は毎年1回2月に開催する。

- 2 総会の議長は、支部長が務める。
- 3 総会は、役員会の過半数の議決により支部長が招集する。
- 4 支部長は、総会開催日の1週間以上前までに書面または電磁的方法を以って支部会員に開催を通知する。

- 5 臨時総会は、役員会が必要と認めるときまたは当支部会員の5分の1以上の書面による請求があったときに招集する。
- ただし、支部長が、支部会員の総会開催請求の4週間以内に臨時総会を招集しなかったときは、開催を請求した会員の代表者が臨時総会を招集することができる。

(議決事項)

- 第9条 総会は次の事項を決議する。
- 一 支部会則の制定、改定に関する事
 - 二 支部細則の制定、改定に関する事
 - 三 決算に関する事
 - 四 事業計画および予算に関する事
 - 五 幹事および監事の選任または解任に関する事
 - 六 当支部の統合、分割または解散に関する事
 - 七 部会の設置、統合、分割または廃止に関する事
 - 八 支部会費の徴収、改定に関する事
 - 九 その他総会決議相当と幹事会が決議した事項

(議決権)

- 第10条 議決権は、支部会員一人につき1個とする。
- 2 議決権は書面または代理人によって行使することができる。
 - 3 代理人は、当支部会員でなければならない。

(決議方法)

- 第11条 総会は、当支部総会員の半数以上が出席しなければならない。
- 2 総会の議事は、出席議決権者の過半数で決議する。
 - 3 前項にかかわらず、第9条第一号、第五号(監事を解任する場合に限る。)および第六号に関する事項は、当支部総会員の過半数で決議する。
 - 4 議決権は、書面または代理人による議決権の行使も議決とみなす。なお、メール又はFAXによる議決権行使も可とする。

(支部の統合または分割)

- 第12条 当支部が対象エリアの一部区市町村を分割または対象エリア以外の区市町村を統合する場合は、前条第3項の支部総会決議の後に、支部細則第4条から第6条の規定に基づいて、当法人理事長の承認を得なければならない。
- 2 前項により対象エリアから一部区市町村の分割を承認したときは、支部総会開催日における現・預金在高を会員数比で分割して、当該区市町村が加入する支部に引き渡すものとする。ただし、その他の資産については、支部総会の決議による。

(議事録の作成、保管等)

- 第13条 議長は総会の議事録を作成し、議長および出席支部会員2名が署名捺印するものとする。
- 2 議事録は支部長が保管し、当支部会員の請求があったときは閲覧させなければならない。

(支部役員)

- 第14条 当支部役員は、幹事10名以内および監事1名を選任する。
- 2 支部役員は、支部細則第11条第3項の役員の資格に準拠して、支部会員の中から総会で選任する。
 - 3 支部役員の任期は2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 当支部は幹事の互選により、支部長、副支部長、会計担当幹事及び事務局長を選任する。ただし、副支部長、会計担当幹事及び事務局長は兼務することができる。

尚、役職については、必要な範囲内において、役員会で設けることができる。

(役員会)

第15条 役員会は、支部長が招集する。

2 役員会の議長は、支部長が務める。

3 支部会則第11条および第12条の規定は役員会に準用する。

(監事)

第16条 監事は、第9条第三号の総会決議に際し、監査報告をするものとする。

2 監事は役員会に出席するものとし、必要に応じて意見を述べるることができる。

(事業年度)

第17条 事業年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

ただし、当法人定款第50条に定める事業年度が改定された場合には、当法人定款に準じて変更する。

2 初年度については、平成28年9月20日（本部理事会承認を受けた日）から平成28年12月31日までとする。

(支部会費)

第18条 支部会費の決定および改定は、支部総会の決議による。

2 入会時期にかかわらず、年会費全額を納入しなければならない。また、年度途中で退会しても返還しない。

3 納入方法および納入時期は役員会が定める。

4 第1項にかかわらず、情報交換会、研究会等に要する臨時的費用は、役員会の決議により、その都度徴収することができる。

(部会の設置)

第19条 支部総会の決議を得て、単独の区市または近接する複数の区市町村からなる部会を設置、統合または廃止することができる。ただし、同一の区市町村に複数の部会を設置することはできない。

2 部会の運営は、支部会則に準拠するものとする。

(定めなき事項)

第20条 この支部会則に定めのない事項は、当法人定款および支部細則に準拠するものとする。

以上

附 則

(発効)

第1条 この支部会則は、平成28年9月20日（本部理事会承認を受けた日）から発効する。

附 則（平成31年2月22日改正）

(発効)

第1条 この会則の変更は、平成31年2月22日から発効する